

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800427号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1900002号

第1 結論

昭和38年2月1日から昭和46年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年2月1日から昭和46年1月1日まで

年金を受け取る時期になって年金事務所を訪れた際、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかしながら、私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶はなく、受給した記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社(現在は、B社)の事業所別被保険者名簿において、請求者の整理番号の前後各300人のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年1月1日の前後各5年以内に資格喪失した女性(同社における被保険者資格喪失後、脱退手当金を受給しないまま、6か月以内に他事業所における被保険者資格を再取得している者を除く。)で、脱退手当金の受給資格のある43人について調査したところ、14人(他事業所を退職後、又は60歳以降に脱退手当金を受給した者を除く。)について支給記録が確認でき、そのうちの9人が請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月以内に支給決定されている上、同一日に支給決定されている者が2組5人確認できる。

また、上記43人のうち、連絡先が判明した者23人に照会したところ、15人から回答があり、うちA社における脱退手当金の請求手続を記憶しているとする二人が、いずれも同社が脱退手当金の代理請求手続を行った旨陳述していることを踏まえると、請求者についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金の支給額に誤りはなく、A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されている上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和46年1月1日)から約2か月後の昭和46年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。